

ヒルフェ通信(3月号)

❖ そっと寄り添いやさしくサポート ❖

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は高齢者、精神障がい者、知的障がい者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として、東京都行政書士会が設立した法人です。



◆ 高齢者支援に関する全国担当者会議に参加

令和5年1月24日、日行連法務業務部主催で「高齢者支援に関する全国担当者会議」が開催され、東京会から市民法務部と、ヒルフェ研修部が参加いたしました。また、山崎理事長も主催側で参加されました。

まずこの会議の趣旨につきまして、法務業務部より「行政書士が依頼者である高齢者の意思実現を支援して行う遺言、相続他、日ごろの業務は、老年学(ジェロントロジー)の取り組みの一部でもあり、今後もその老年学の考えをもって総合的、意識的に取り組むことで、行政書士が提供する高齢者支援サービスについても理解を促進することを目的とする。さらには、行政書士がリーガルサービスを普及させていくという社会インフラになると考え、高齢者に関する法律問題の概要や高齢者に向けた情報発信の取り組みについて情報提供や意見交換を行い、全国的な高齢者支援活動の促進に対する認識の統一を図ることを目的として会議を実施する。」といった説明がありました。



その後、樋口範雄教授(東京大学名誉教授、武蔵野大学特任教授)による「超高齢社会の日本と法の在り方」をテーマに掲げた基調講演がありました。超高齢社会の日本で今、必要なものとして、法や制度が50年前のもので、法のあり方、法律家・法律関係者のあり方の再検討が必要で、また高齢者が自己決定や自分のライフプランの実現のためには支援者・助言者が必要であり、その役目を果たすべき士業者が必要である。また、アメリカでは実務家主導で発展した高齢者法(elder law)というものがあり、教授もそれを試みたとのこと。ちなみに「高齢者法」という法律があるわけではなく、いろいろな法の中で高齢者にかかわるものをいうそうです。そして、この高齢者法を教えてみて、これまでは事後的な紛争処理に傾注していたが、事前が重要であること、画一的なルールが適用されていたが、年の取り方はさまざまであること、高齢者に対し年齢差別的な偏見があったが、empowerment(力をつけてあげる)が重要であると実感し、その結果として「高齢者の、高齢者による、高齢者のための法」が必要であるといった内容でした。(樋口教授のレジュメより)



休憩をはさみ、「高齢者に向けた情報発信の取組事例」として、神奈川会、富山会の取組が紹介され、閉会となりました。

「ジェロントロジーとは、長らく『老年学』と訳されていたが、近時は『高齢社会総合研究』と称するのが最も適切だろうとされている。(日本行政2022. 11号P9注釈1)」そうです。今後の課題として、ヒルフェでも研修に取り入れるなど、検討をしてみたいと思います。(広報・研修担当理事 高山久美子)

山崎理事長所感

本来であれば、少なくとも20年前から超高齢社会に突入する事は予測できていたにも拘らず、それらについて、行政だけではなく、地域社会に密着した行政書士会としても対応を先延ばしにしていた感は否めない。

行政書士として何ができるのか、社会のニーズがどこにあるのか、支援モデルを把握することが必然と考える。

当然、自治体や関連機関との連携は必要となってくるため、いち個人の行政書士としてではなく、社会的責任を負う国家資格者としての行政書士会が取り組むべき課題であると考える。

地域には各諸団体が、市民の目線に立って、市民と一緒に考え、活動している。それらを見習いながら社会的インフラになれることが、行政書士会としての使命?かと考える。